

## 2. 報告事項

### (1) 定期予防接種業務の変遷について(平成18年度以降)

年 度	内 容
平成18年4月	・麻しん風しんワクチンの接種回数が2回になる
平成20年4月	・麻しん風しん接種対象者に中学1年生相当及び高校3年生相当の年齢の者を追加
平成23年3月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン緊急促進事業開始
平成24年9月 11月	・不活化ポリオワクチン開始 ・四種混合ワクチン開始
平成25年3月	・麻しん風しん中学1年、高校3年相当年齢の5年間の時限措置終了
平成25年4月	・子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン定期接種化
平成25年6月	・子宮頸がんワクチン積極的推奨中止
平成25年11月	・小児の肺炎球菌ワクチン7価から13価に変更
平成26年10月	・水痘ワクチン定期接種開始 ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種開始
平成27年3月	・水痘の定期接種における特例対象者について、平成26年度末をもって終了する ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種における特例対象者のうち、平成26年3月31日において100歳以上の者について平成26年度末をもって特例措置を終了
平成27年	・インフルエンザワクチン製造株3価から4価に変更
平成28年4月 10月	・北海道が「予防接種を行う必要のない区域指定」を解除し、日本脳炎ワクチン定期接種開始 ・B型肝炎ワクチン定期接種開始
平成31年2月1日	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行 風しん追加対策として、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象者として追加
平成31年4月	・予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行(平成31年3月20日) ・高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種について、各当該年度に65歳から100歳まで5歳刻みの年齢になる者、平成31年度中においては100歳以上の者に対する定期接種開始(5年間の時限措置)

令和元年8月	・滝川市風しん追加対策(風しん第5期定期予防接種)の開始
令和元年10月	・予防接種・ワクチン分科会の審議において、ロタウイルスワクチン定期接種化について了承
令和元年12月	・厚生労働省健康局事務連絡「風しんの追加対策に係る令和2年度の対応について」 「クーポン券の利用率及び風しん発生状況を踏まえ、令和元年度及び2年度の対象でない世代(昭和37年4月2日から昭和41年4月1日生まれの男性)への積極的なクーポン送付と、年度当初から利用できるよう3月中に対象者に届くよう準備すること」に則り令和2年度対象者の拡大し準備を行った
令和2年10月	・異なるワクチンの接種間隔の見直し等予防接種実施要領改正 ・ロタウイルスワクチン定期接種開始
令和4年4月	・風しん追加的対策の目標期限を令和7年3月末まで延長、風しん追加的対策の実施率の向上策について(令和4年4月20日厚生労働省健康局健康課長通知)により追加の実施率向上の取組を定め要請。 ・ヒトパピローマウイルスワクチン定期予防接種の積極的な勧奨の差し控えを止め、個別勧奨を再開 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に従来の定期接種対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種及び既に任意で接種を受けた者への接種費用の償還払いを実施(令和7年3月末まで)
令和5年4月	・四種混合ワクチンの標準的な接種開始時期を生後2か月に変更。 ・ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種に9価ワクチン追加。 9価ワクチン2回接種の定期接種化

## (2) 令和4年度感染症関連の動向と対応について

### 1) 警報関係

水痘、季節性インフルエンザの注意報、警報発令があり、都度、市公式ホームページで市民周知を行った。

### 2) 予防接種関連の通知・対応

#### ① 国通知

- 令和4年3月18日厚生労働省健康局健康課長通知  
「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」  
HPV ワクチンのキャッチアップ接種対象者、実施期間、周知、勧奨方法と償還払い等留意事項について。
- 令和4年4月30日厚生労働省健康局健康課通知  
「B型肝炎ワクチンの供給見込みについて」  
令和3年度にMSD社へプタバックス-II水性懸濁注シリンジ0.5mlの供給再開後、MSD社の当該ワクチンと、KMバイオロジクス社のビームゲン注の今後の供給見込みについて両社から示されたことと、B型肝炎ワクチンの安定供給対策への協力要請
- 令和5年1月厚生労働省健康局予防接種担当参事官事務連絡  
「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの限定出荷の解除について」  
ワクチン供給量の現状と今後の見込み、定期接種の対応について
- 令和5年3月30日厚生労働省健康局長通知  
「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」  
健康被害救済に係る医療手当等の額の改正、四種混合予防接種の接種可能な最低年齢を生後3か月から生後2か月に改正
- 令和5年3月31日厚生労働省健康局長通知  
「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」  
四種混合予防接種の接種可能な最低年齢を生後3か月から生後2か月に改めることに伴う所要の改正  
ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種において組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用可能とすることに伴う所要の改正

## ② 市から委託医療機関へ発出した事務連絡等

### ● 令和4年4月1日「定期接種に係る保護者の同意について」

予防接種法、予防接種実施規則及び予防接種実施要領に則り、16歳以上は保護者の同意を必要としないことや、民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたことを鑑み、日本脳炎ワクチン定期予防接種特例対象者のうち、16歳以上（高校1年生相当）～20歳未満の保護者に記入いただいている同意書について必要なしとするもの。

### ● 令和4年10月21日「子どものインフルエンザ予防接種の実施状況調査及び市ホームページへの掲載のお願いについて」

任意接種の周知は行っていないが、子どものインフルエンザ予防接種については保護者から実施医療機関や市への問い合わせが多数あることから、市ホームページに実施医療機関を掲載し周知を図ることを目的に、実施状況及びホームページ掲載意向調査を実施した。

掲載許可をいただいた医療機関について、インフルエンザワクチン実施期間（10月から12月）に、次のような形式で市ホームページに掲載した。

市民のみなさまへ  
訪問・観光されるみなさまへ  
事業者のみなさまへ

[トップ](#) > [健康づくり課](#) > [子どものインフルエンザ予防接種の実施医療機関について](#)

## 子どものインフルエンザ予防接種の実施医療機関について

- ・ホームページへの掲載許可をいただいた医療機関のみ掲載しています。事前予約が必要ですので、直接医療機関にご予約ください。
- ・接種料金や予防接種の実施日時・期間などの詳細については、直接医療機関へご確認ください。
- ・掲載医療機関以外に予防接種を実施している医療機関については、お答えできませんのでご了承ください。

医療機関名称	所在地	電話番号	対象	実施状況
A病院	A町8丁目1番	〇〇-〇〇〇〇	中学生以下のみ	受付中
Bクリニック	B町1丁目15番	〇〇-〇〇〇〇	全年齢	受付中
C病院	C町3丁目2番	〇〇-〇〇〇〇	中学生以上のみ	終了
Dクリニック	D町2丁目1番	〇〇-〇〇〇〇	全年齢（当院に受診歴のある児のみ）	受付中

最新更新日時：2022年10月00日

[←前のページに戻る](#)



滝川市役所

〒073-8686 北海道滝川市大町1-2-15

電話 0125-23-1234(代表) FAX:0125-23-5775

メール: [info@city.takikawa.lg.jp](mailto:info@city.takikawa.lg.jp)

Copyright © City of Takikawa, All right reserved.

- 令和4年12月15日「高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る費用助成期間について」  
令和4年12月8日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡を受け、期間延長の必要性を判断するため、市内委託医療機関に、予約、接種希望者からの問合せ、ワクチン入荷等の状況等について電話による聞き取りを実施した。  
結果、必要性は低いと判断し、期間延長の対応は行わなかった。

## (3) 未接種者勧奨方法について

対象ワクチン	勧奨時期・方法
四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生児配付用たきかわっこファイルによる周知</li> <li>・ 新生児訪問による説明</li> <li>・ 乳幼児健診、相談にて接種状況確認と以降の接種スケジュール確認</li> <li>・ 四種混合については、9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封、健診当日未接種者に勧奨</li> </ul>
BCG	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9～10か月児相談にて接種状況確認</li> <li>・ 未接種の場合、1か月後に接種状況確認し再勧奨</li> </ul>
水痘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳6か月健診にて接種状況確認</li> <li>・ 2歳児相談にて接種状況確認</li> <li>・ 未接種の場合、2か月後に確認し、再勧奨</li> </ul>
MR1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳6か月健診にて接種状況確認</li> <li>・ 未接種の場合、2か月後に確認し再勧奨</li> </ul>
MR2期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末、翌年対象者に個別案内</li> <li>・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨</li> <li>・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨文書を同封</li> <li>・ 12月冬休み前未接種者勧奨</li> <li>・ 2月末未接種者最終勧奨</li> </ul>
二種混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末、翌年対象者に個別案内</li> <li>・ 7月夏休み前未接種者に個別勧奨</li> <li>・ 12月冬休み前未接種者勧奨</li> <li>・ 2月末 未接種者最終勧奨</li> </ul>
日本脳炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生届出時に配布するたきかわっこファイルに問診表を封入し周知（令和5年4月から）</li> <li>・ 定期接種開始対象児（3歳）に対し、3歳児健診案内と合わせて個別通知</li> <li>・ 9月就学時健診対象者案内に接種勧奨ちらしを同封</li> <li>・ 定期接種第2期対象児（9歳）に対し、個別通知</li> <li>・ 特例対象者18歳に対し、個別通知</li> </ul>
風しん第5期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年4月抗体検査未実施者に対し、新たにクーポンを作成し送付 令和7年3月31日まで有効</li> <li>・ 抗体検査の結果、抗体価の低い予防接種未接種者に個別通知</li> </ul>

#### (4) 予防接種の間違い報告について

市内医療機関において定期予防接種に係る間違いが1件発生したことについて、令和4年度報告として、令和5年4月滝川保健所に提出した。

##### ○間違い接種の概要と原因

MRワクチンの対象者に、日本脳炎ワクチンを接種したもの。  
(間違いの様態：対象者を誤認して接種してしまった。)

##### ○市の対応

・当該医療機関に対し報告書を提出いただき、再発防止策についての確認を行った。

##### ○健康被害 なし

#### (参考)「令和4年度予防接種の間違い報告について」

北海道感染症対策課予防接種担当課による令和4年度の北海道の調査結果

間違いの様態	間違い件数
1. 接種するワクチンの種類を間違えてしまった。(2. を除く)	8
2. 対象者を誤認して接種してしまった。	13
3. 不必要な接種を行ってしまった(ただし任意接種だとしても、医学的に妥当な説明と同意に基づくものであれば含めない)	47
4. 接種間隔を間違えてしまった。(間隔を短くしてしまったあるいは長くしてしまった)	114
5. 接種量を間違えてしまった。	5
6. 接種部位、投与方法を間違えてしまった。	0
7. 接種器具の扱いが適切でなかった。(8. を除く)	4
8. 既に他の対象者に使用した針を使う等、接種器具の適切でない取扱いのうち、血液感染を起こしうるもの。	0
9. 期限の切れたワクチンを使用してしまった。	4
10. 凍らせてしまう、冷蔵されていなかった等、不適切な保管をされていたワクチンを使用してしまった。	0
11. その他	8